枚方市道路掘削及び路面復旧工事共通仕様書

第1章総則

(目的)

第1条 この仕様書は、道路占用許可等を受けて行う工事(以下「工事」という。)の 施工に関し遵守すべき一般的事項を定めることにより、占用者等に工事を安全かつ円 滑に施工させることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 道路占用許可等

道路法(昭和27年6月10日法律第180号、以下「法」という。)第22条の規定による命令、法第24条の規定による承認、法第32条の規定による許可、法第35条の規定による協議に対する同意、法第40条の規定による指示、法第71条の規定による命令及び法第91条第1項の許可並びに同条第2項の規定により準用される許可等をいう。

(2) 占用者等

道路管理者の道路占用許可等を受けたものをいう。

(3) 道路施設等

舗装及びトンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等、道路と一体となって その効用を全うする施設又は工作物及び法第2条第2項に定める道路の附属物を いう。

(工事の施工)

- 第3条 占用者等は、工事の施工方法について道路管理者の指示に従わなければならない。
- 2 占用者等は、工事の施工にあたり、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事は、大阪府都市整備部の「土木工事請負必携」・「土木工事共通仕様書(案)」 (最新版)・「土木工事施工管理基準」(最新版)等関係法令に基づき、施工しな ければならない。
- (2) 道路管理者は、工事の掘削、埋戻し、仮復旧、本復旧、路面標示類等において、 本仕様書のほか必要と認められる場合には、占用者等に対し指示することができる。 (関係機関との連絡)
- 第4条 占用者等は、所轄警察署、地元自治会等及びその工事による影響が及ぶ可能性のある既設の占用物件の管理者と常に緊密な連絡を保つよう努めなければならない。
- 2 占用者等は、その工事の施工中の事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生したときは、直ちに道路管理者、所轄警察署及び関係機関に連絡しなければならない。

(道路使用許可)

第5条 占用者等は、工事の施工前に、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第 77条第1項の規定による所轄警察署の道路の使用許可を得なければならない。

(保安)

第6条 占用者等は、工事の施工にあたっては、所轄警察署長の指示する標識、防護柵、 注意灯を完備して危険防止に努めなければならない。

(工事完了報告書)

第7条 占用者等は、工事完了後1ヶ月以内に、工事着手前の状況、完了後外部から目 視できない箇所及び工事の重要な段階における作業状況並びに工事完了後の状況を撮 影した写真を添付した、工事完了報告書を道路管理者に提出しなければならない。

(瑕疵担保)

第8条 占用者等は、前項の規定による報告の日から2年以内に当該工事の施工に係る 道路施設等に瑕疵があることが明らかになった場合は、道路管理者の指示に従い自ら の負担において直ちにその瑕疵を補修しなければならない。

(道路施設等の補修義務)

- 第9条 占用者等は、第7条の規定による報告の日から10年以内に、占用者等の施工した道路施設等に瑕疵があることが明らかになった場合において、当該瑕疵が占用者等の故意又は重大な過失によるものであるときは、道路管理者の指示に従い自らの負担において直ちにその瑕疵を補修しなければならない。
- 2 前項の場合において、道路管理者は、瑕疵の補修に代えて、又はその補修とともに、 損害賠償の請求をすることができる。
- 3 前2項の規定は、第1項の瑕疵が原因で他の道路施設等に損傷が生じた場合について準用する。この場合において、第1項中「その瑕疵を補修する」とあるのは、「損傷が生じた道路施設等を補修する」と、前項中「瑕疵」とあるのは、「損傷が生じた道路施設等」と読み替えるものとする。

(第三者との紛争等の解決)

- 第10条 次の各号に掲げる事項に係る損害賠償責任又は紛争解決義務は、占用者等が負 わなければならない。
 - (1) 占用者等の施工した道路施設等又は占用物件に起因して、第三者に損害が生じた場合
 - (2) 占用者等の施工した道路施設等又は占用物件に起因して、第三者と紛争が生じた場合

第2章 掘 削

(掘削)

- 第11条 掘削工事は、次のとおり行わなければならない。
 - (1) 掘削は、みぞ掘り又はつぼ掘りとし、えぐり掘りを行わないこと。

- (2) 掘削する長さは、当日中に復旧できる程度とし、最小限に止めること。
- (3) 舗装面を掘削するときは、カッター等を使用して、周囲は原則として方形に、切り口は垂直になるよう丁寧に切り取ること。
- (4) 掘削は、所定の深さ、方向を保つよう丁寧に行うものとし、掘削土砂については、 速やかに交通に支障を及ぼすことのないよう措置を講ずること。
- (5) 軟弱地盤又は湧水地帯を掘削する場合は、土留工を施し、湧水及び溜水を排除しながら掘削すること。なお、湧水及び溜水を下水道施設等へ排除する場合は、その管理者の許可を得ること。
- (6) 家屋等に接近して掘削する場合は、損傷を及ぼさないよう十分に留意するとともに、家屋等への出入りを妨げない措置を講ずること。
- (7) 道路を横断して掘削する場合は、片側の掘削が終了し、交通を妨げない措置を講じた後、反対側の掘削に着手すること。

第3章 埋 戻 し

(埋戻し時期)

- 第12条 掘削跡の埋戻しは、原則として、掘削即日中に施工しなければならない。ただし、工事の都合上これができない場合において、道路管理者が認めた場合は、交通の安全及び道路の保全上必要な措置をし、できるだけ速やかに埋戻しを行うものとする。(埋戻しの方法)
- 第13条 埋戻しの施工に当たっては、次に掲げる方法によらなければならない。
 - (1) 埋戻しの転圧については、厚さ30cm以下ごとに行うものとし、各層ごとにランマー、タンパその他適切な締固め機械で十分に転圧を行うこと。
 - (2) 軟弱地盤又は湧水地帯では、埋戻しに先立ち、水の処理を行った上で埋戻しを行うこと。
 - (3) 杭、矢板等の土留工を施した場合は、埋戻しに伴い、路盤に緩みが生じないよう、これらを徐々に撤去すること。
 - (4) 埋戻し完了後、残土、残材料等があるときは速やかに撤去し、路面を清浄に仕上げること。

第4章 仮復 旧

(仮復旧の施工及び時期)

- 第14条 舗装道においては、所要の埋戻し完了後即日仮舗装を行い、交通を開放するものとする。ただし、工事の都合上これができない場合において、道路管理者が認めた場合は、交通の安全及び道路の保全上必要な措置をし、できるだけ速やかに仮舗装を行うものとする。
- 第15条 路面標示類は、仮復旧であってもペイント等で原形通りに復旧しなければならない。

(仮復旧路面の維持)

第16条 占用者等は、仮復旧期間中、常に当該箇所を巡回し、路面の沈下、その他不良 箇所が生じたとき、または、道路管理者から指示を受けたときは、直ちに修復しなけ ればならない。

第5章本復旧

(舗装本復旧)

- 第17条 舗装本復旧工事は、埋戻し箇所が安定する期間が経過してから実施するものと する。
- 2 舗装本復旧工事は、復旧の範囲にて舗装切断を行い、仮復旧及び既設舗装を所定の 位置まで撤去した後、行うものとする。

(舗装構成)

第18条 舗装本復旧の舗装構成は、道路管理者の指示するもの(別添第1図参照)とし、カラー平板ブロック、舗石タイル、透水性舗装等の特殊舗装の復旧は、既設特殊舗装材と同一種類の材料を使用した既設舗装構成による原形復旧を原則とする。

(舗装復旧範囲等)

- 第19条 舗装本復旧の範囲等は、次の各号によるもののほか、道路管理者の指示による ものとし、必要に応じ、道路管理者と占用者等が現地立ち会いの上、決定するものと する。
 - (1) 道路の横断方向の復旧幅について (別添第2図(1)参照)
 - イ 道路幅員4m未満の場合は、全幅とする。
 - ロ 道路幅員4m以上8m未満の場合は、掘削幅の両端より各50cm程度、または、掘削により損傷した箇所(以下「影響範囲」という。)が道路中心に及ばない場合は半幅、道路中心を超える場合は全幅とする。
 - ハ 道路幅員が8m以上、整備済みの都市計画道路、バス路線(100円バス路線を除く)及び著しく交通量の多い路線(以下「幹線等の道路」という。)の道路の場合は、道路幅員のうち、歩道を除く道路幅員を1/4、2/4、3/4、4/4に区分し、それぞれに影響範囲が及ぶ区分までとする。
 - (2) 道路の縦断方向の復旧幅について (別添第2図(2)参照)
 - イ 復旧幅は最低2mとし、幹線等の道路の場合は4mとする。
 - ロ 掘削幅が1m以上の場合は、最も突出した掘削部分より両側に1mとし、幹線 等の道路の場合は、最も突出した掘削部分より両側に2mとする。
 - ハ 復旧の幅より隣接の復旧予定の位置、既設舗装の継ぎ目、終端及び既設のクラック等損傷箇所までの間隔が2m程度(幹線等の道路の場合は4m程度)の場合は、それらを包括する位置とする。
 - (3) 歩道の復旧幅について (別添第2図(3)参照)
 - イ 歩道の横断方向の復旧幅は、全幅とする。

- ロ 歩道の縦断方向の復旧幅は、最低2mとし、掘削幅が1m以上の場合は、最も 突出した掘削部分より両側に50cmとする。
- ハ 舗装構成がインターロッキングブロックの場合は、影響範囲とする。
- (4) その他 (別添第2図(4)参照)
 - イ 車両の振動を考慮する場合は、道路の縦断方向の復旧幅を最低4m(路線全体が舗装され3年を経過していない舗装(以下「新舗装」という。)の場合は最低6m)とし、掘削部分から遠ざかるように斜線で復旧する。
 - ロ 消火栓、電柱、マンホール蓋などの簡易な補修工事に関しては、1 m四方の復 旧とすることができる。
 - ハ 復旧範囲の端部は、玄関先、車庫の出入り口等を避け、周辺の状況に十分配慮 すること。
 - ニ 交差点部分の復旧範囲は、別途協議によるものとする。
- 2 新舗装については、前項の3倍の復旧幅とする。

(路面標示類)

- 第20条 占用者等は、舗装本復旧工事完了後、速やかに路面標示類を原形通りに施工しなければならない。
- 2 占用者等は、舗装本復旧工事に伴い、路面標示類を書き換える場合は、旧路面標示 類の消去は削り取りによるものとしなければならない。

(附 則)

1 本仕様書は平成26年1月1日より施行する。

別添第1図

名称	舗装種別	舗装構成 単位(cm)
1 号 工	アスファルトコンクリート	5 As 25 M
2 号 工	アスファルトコンクリート	5 As 5 B.B 25 M
3 号 工	アスファルトコンクリート	5 As 5 B.B 15 HMS 25 M
4 号 工	アスファルトコンクリート (歩道部)	3 As 10 M
5 号 工	砂利道	————————————————————————————————————
6 号 工	インターロッキングブロック (歩道部)	タイルなど
7 号 工	インターロッキングブロック (歩道乗入れ部)	タイルなど ブライムコート
8 号 工	アスファルトコンクリート	5 As 10 B.B 15 HMS 20 RC

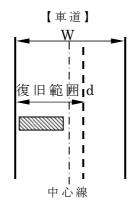
略号 As:密粒度アスファルトコンクリート BB:粗粒度アスファルトコンクリート

HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグ M:粒調砕石(M-25)、もしくは再生粒調砕石(RM-30)

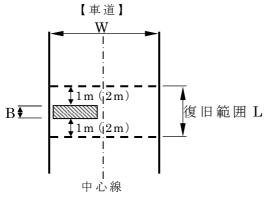
RC:再生砕石(RC-30)

別添第2図

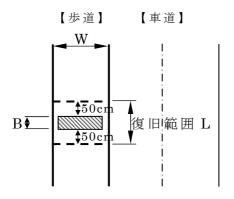
(1) 道路の横断方向の復旧幅について



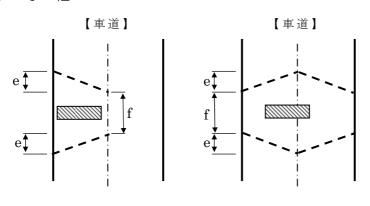
(2) 道路の縦断方向の復旧幅について



(3) 歩道の復旧幅について



(4) その他



- \blacksquare W < 4 m
 - ・dは全幅
- $\blacksquare \quad 4\,\mathrm{m} \le \mathrm{W} < 8\,\mathrm{m}$
 - ・dは全幅もしくは半幅
- 幹線等の道路
 - ・W を 4 分割し、掘削箇所の 影響範囲がかかる区分
- W < 8 m
 - · L は最低 2m
 - ・Bが 1m以上の場合は、 L=B+1m+1m
- 幹線等の道路
 - · L は最低 4m
 - ·Bが1m以上の場合は、 L=B+2m+2m
- Wは全幅
- Lは最低 2m
 - ·Bが1m以上の場合は、 L=B+0.5m+0.5m

振動を考慮する場合

- W < 8 m
 - ・f は 4m 以上、新舗装 6m 以上
 - ・e は、1.5m ~ 2.0 m
- 幹線等の道路
 - ・fは4m以上、新舗装12m以上
 - ・e は、1.5m ~ 2.0 m